

島根県建設工事簡易型一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の建設工事の請負契約について簡易型一般競争入札を執行するにあたり、島根県建設工事等入札執行要領、島根県建設工事等電子入札執行要領（以下「電子入札執行要領」という。）及び島根県建設工事郵便入札執行要領（以下「郵便入札執行要領」という。）によるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 簡易型一般競争入札の対象工事は、請負対象額が1千万円以上2億円未満の工事、又は総合評価方式（特別簡易型）により発注される工事とする。

2 鋼橋上部工事、P C工事、舗装工事、法面工事、地すべり対策工事、基礎工事、地盤改良工事、港湾・漁港漁場及び海岸工事、トンネル工事、造園工事、交通安全施設工事（区画線、標識）、橋梁塗装工事、エレベーター工事、防水工事、消防施設工事及び電気通信工事で、単独発注するものについては、請負対象額が1千万円未満の工事であっても原則として対象とする。ただし、請負対象額250万円未満の工事については、対象としないことができる。

3 請負対象額が4千万円以上2億円未満の工事で知事が特に必要と認めた場合、及び請負対象額が4千万円未満の工事で全応急等緊急に施工する必要のある工事など特別な理由があり入札執行者が認めた場合は、簡易型一般競争入札によらないことができる。

(入札の公告)

第3条 当該工事を執行する本庁の課または地方機関（隠岐支庁にあっては県土整備局及び農林水産局）（以下「入札執行機関」という。）は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき、掲示その他の方法により公告するものとする。

(競争参加の資格)

第4条 会計規則第60条第2号の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として次の条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 当該工事について、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者等が適正であること。
- (4) 公告の日から公告に示す入札書等の提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 当該工事の発注日の属する年度の前年度及び前々年度のいずれの年度にも完成した県発注工事の施工実績を有する場合は、工事成績の年度ごとの平均点が連續して一定の点数未満でないこと。

(6) 入札に参加しようとする者の中に別に定める資本関係又は人的関係がないこと。

2 工事の性質等により、前項各号の条件のほか、必要に応じて次の条件を設定することができる。

(1) 地理的条件（営業所の所在地）

(2) 工事の施工実績その他工事の施工能力を確保するために必要な条件

3 第1項第2号及び第3号並びに前項の条件は、当該工事の状況に応じ、公告において、できるだけ具体的に明示するものとする。

4 第2項第1号の条件は、島根県建設工事入札参加者選定要領第3条第3号及び第4号の規定に準じて設定するものとする。

(資格の決定)

第5条 前条に規定する資格は、委員会（第16条の各課競争参加資格委員会及び地方機関競争参加資格委員会をいう。以下同じ。）の議を経て決定するものとする。

(共同企業体の取扱い)

第6条 簡易型一般競争入札には、一般共同企業体を参加させることができるものとする。

2 前項の場合においては、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号。以下「共同企業体要綱」という。）の規定を準用するものとする。

(競争参加資格確認資料の提出)

第7条 簡易型一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す入札書等の提出期限の日までに、次に掲げる競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。ただし、第1号及び第3号の資料は公告において特に定めた場合に限る。

(1) 施工実績を証明する、登録内容確認書及び工事成績評定通知書の写し。なお、当該工事に係る工事成績評定が65点未満の場合は工事実績として認めない。

(2) 配置技術者届（様式第1号）

(3) 業態調書

(4) 機械保有状況その他工事の施工能力に関する資料

2 前項第2号の資料には、資格証の写し等を添付するものとする。

3 前2項の旨は公告において明示するものとする。

4 確認資料の作成等に要する費用は提出者の負担とするものとする。

5 提出された確認資料は返却しないものとする。

6 提出された確認資料は提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。

7 虚偽の確認資料を提出した者に対しては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。

8 確認資料に関する問合せ先、その他必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第8条 設計図書等は公告後速やかに閲覧に供するものとし、閲覧の期間及び場所は公告

において明示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行機関の長が必要と認めたときは、設計図書等を配付することができる。この場合は、配付期間、配付場所及び配付方法を公告において明示するものとする。

(質問等)

第9条 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から、入札書等提出期日の5日（休日を含まない。）前までに電子調達システム（島根県が発注する建設工事等の入札等の事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）により行うものとする。

- 2 前項の質問に対する回答は、隨時速やかに電子調達システムにより行うものとする。
3 前2項の旨並びに質問書の受付期間及び受付場所は公告において明示するものとする。

(入札の執行)

第10条 入札は、電子入札執行要領の定めるところにより執行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行機関が特に必要と認めた場合は電子入札によらないこともできる。
3 前2項いずれの場合も、公告においてその旨を明示するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金及び契約保証金は、会計規則の定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

(入札の無効)

第12条 次の入札は無効とするものとする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 第7条各号で定める確認資料の提出期限の日の翌日から落札決定までに指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
- (5) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札

(競争参加資格の確認及び落札者の決定)

第13条 入札執行者は、落札を保留し入札を終了したときは、有効な入札をした者を対象として、価格競争の場合は最低価格入札者から入札価格の低い順に、総合評価方式の場合は評価値の高い順に、第4条に規定する競争参加資格を満たしているか確認し、競争参加資格を満たしている者が1名確認できるまで行うものとする。

- 2 競争参加資格要件の審査は、競争参加資格要件審査結果調書（別記様式第3号）により取りまとめ、入札書等とともにに入札執行機関で保管するものとする。
3 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日（休日を含まない。）以

内に行うものとする。

- 4 落札者を決定したときは、直ちに、落札者に対し文書等の方法により通知し、第2項の審査において競争参加資格がないと認められた者については、委員会の議を経て競争参加資格審査結果通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
- 5 前4項の旨は公告において明示するものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第14条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第4項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（別記様式第5号）により競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、委員会の議を経て書面（別記様式第6号）により回答するものとする。
- 3 前2項の旨は、公告において明示するものとする。

（入札結果等の閲覧）

第15条 簡易型一般競争入札に付した工事については、島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県告示第648号）の定めるところによるほか、次のとおり入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- (1) 申請書を提出した業者名を記載した書類
- (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- (3) 入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

（競争参加資格委員会）

第16条 競争参加資格の決定、確認等を行うため、総務部、防災部、農林水産部及び土木部の本庁の課に各課競争参加資格委員会を、地方機関に地方機関競争参加資格委員会を置くものとする。

- 2 各課競争参加資格委員会は、島根県建設工事入札参加者選定要領第9条に規定する各部の各課審査会をもって構成し、地方機関競争参加資格委員会は、同条に規定する各部の地方機関審査会をもって構成する。
- 3 委員会の運営は、次の各号によるものとする。
 - (1) 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ開催することはできない。
 - (2) 委員会の会議は、公開しない。
 - (3) 委員会の委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
 - (4) 特に技術的難度の高い工事に係る競争参加資格の決定及び確認について学識経験者による専門的意見を聴く等の必要があると認められるときは、前項の委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用す

る。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 18 年 12 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 25 年 6 月 5 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 29 年 7 月 24 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う工事の入札に適用する。